

第52回相模原市民桜まつりパレード募集要項

1 第52回相模原市民桜まつりの概要

(1) 趣旨

「72万人のふるさとづくり」「人・もの・自然、すべての共生を求めて」のコンセプトのもと、市役所さくら通りを主会場に市民の手づくりによる催し物を行い市民相互の交流の場とする。

(2) 主催

相模原市民まつり実行委員会

(3) 日時

令和7年4月5日（土）午後 1時から午後5時まで

4月6日（日）午前10時から午後5時まで

(4) 場所

市役所さくら通り ほか

2 募集について

(1) パレード募集内容

市役所さくら通りで行われるパレードで、活動PRを行う団体を募集します。

(要参加負担金)

募集数

■市民パレード（日曜日のみ）

日付	時間帯	団体数
4月6日（日）	第1部 午前10時15分から 午後0時30分まで 第2部 午後1時45分から午後4時まで	35団体 （うち御輿団体 は8団体まで）

※申込数が上記団体数を超えた場合は、抽選により出演団体を決定します。

(2) 参加資格

日ごろから市内で活動している各種団体及び公益的団体（個人参加は不可）。

ただし、次のものは参加を認めないものとする。

- ・営利を目的とするもの。
- ・政治活動・宗教活動を目的とするもの。
- ・その他、実行委員会が参加行事としてふさわしくないと判断したもの。

(3) 参加条件

次の事項について承認・遵守いただくことが条件となります。

- ・ パレードと第1ステージの重複参加はできません。
- ・ パレードの出演順はパレード運営委員会にて決定します。
- ・ 楽器・機材等の搬入は参加団体にてお願いします。
- ・ 出発地点（エアアーチ（内径8m））の中を通れること
- ・ その他、参加にあたっては、実行委員会からの指示に従ってください。

なお、次の行為は禁止です。

- ・ パレード中の飲酒及び喫煙。
- ・ 募金、カンパ、署名、ビラ配りなどの活動。
- ・ 参加予定人数を大幅に超えての参加。
- ・ その他、実行委員会が禁止すべきと判断するもの。

(4) 募集期間

令和6年12月1日(日)から令和6年12月20日(金)午後5時まで【厳守】
※締切後の受付はいたしません。郵送の場合は令和6年12月20日(金)必着。

(5) 申込方法

- ・ 紙での申込み

参加申込書は相模原市民桜まつりホームページからダウンロード可能です。

下記の【提出先】に直接提出していただくか、提出先に郵送またはFAXにてお申し込みください。

- ・ 団体の会則・規則等、活動内容の分かる書類を添付してください。会則・規則等がない場合は日ごろ活動している内容が分かるものを添付してください。

(例)パンフレット、写真 等

※ 前回の市民桜まつりに参加された団体で、前回の参加申込み時に提出された会則・規則等と変わらない場合は省略できます。

【提出先】

相模原市民まつり実行委員会事務局

住所：〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市役所本庁舎本館3階 観光政策課内

電話：042-769-8236

FAX：042-753-7831

※ただし、城山・津久井・相模湖・藤野地区の団体は、城山・津久井・相模湖・藤野各まちづくりセンター経由で提出することができます。

- ・インターネットでの申込み



URL

<https://logoform.jp/form/oWjU/812112>

(6) 参加の可否について

参加団体説明会の開催通知の発送をもって承認とします。

承認された団体は、参加団体説明会に出席してください。

(説明会開催通知は1月下旬頃、説明会は2月中旬頃の開催予定です。)

(7) 参加負担金

参加形態	市民まつり行事参加負担金
パレード参加	4,000円

※原則として、まつり中止の際の返金はありません。当日キャンセルの場合も同様です。

※行事参加負担金は参加団体説明会開催通知に同封する請求書の振込先にお振込みください。期日までに振り込みのない団体の参加は認めません。

3 その他

(1) まつりスタッフ（ボランティア）の協力について

市民まつりでは、まつり業務の一部（ごみ分別ブースの補助、パレード沿道警備など）をお手伝いいただく「まつりスタッフ」を各参加団体から1名お願いしております。恐れ入りますが必ず1名の御協力をお願いいたします。

(2) 写真・ビデオ撮影について

団体関係者以外の方の写真撮影等の制限については、各団体での判断・対応をお願いいたします。